広島県特定不妊治療支援事業の概要

広島県では、令和4年度から保険適用となる体外受精や顕微授精などの特定不妊治療に併せて行われる先進的な医療等の治療費の一部を助成しています。

1 助成を受けることができる人

助成対象者は、次の要件を全て満たす方となります。

1	治療開始時に婚姻している夫婦 ^{※1} であって,申請時に広島県内 ^{※2} に住所を有すること
2	体外受精または顕微授精以外では,妊娠の見込みがないと医師が判断し,生殖補助医療の保険医療機関で特定不妊治療等*3を受けたこと
3	治療期間初日における妻の年齢が 43 歳未満 であること

- ※1 事実婚の方も対象となります。
- ※2 単身赴任等により、夫婦のいずれか一方のみが県内に住所を有する場合は、申請者が県内に居住の方の場合は可となります。
- ※3 特定不妊治療等とは、体外受精及び顕微授精並びに特定不妊治療を行うに当たり精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)をいいます。

2 助成対象

生殖補助医療の保険医療機関において,特定不妊治療に併せて行われる先進医療又は先進医療会議において審議中の技術が対象となります。

対象となる保険医療機関や技術については、県HPを随時更新していますので、そちらをご確認ください。

【先進医療とは】

・保険外の先進的な医療技術として認められたもので、保険診療と組み合わせて実施することができます。 ただし、医療技術ごとに保険診療との併用ができる医療機関が異なり、保険診療との併用ができない場合もありますので、受診している医療機関へご確認ください。

【審議中の技術とは】

• 先進医療会議において審議が行われている治療等で、まだ保険診療との併用が認められていません。そのため、 県の助成対象にはなりますが、一連の治療の中で保険が適用できる治療についても治療費が全額自己負担となり ますので、この審議中の技術の実施については主治医とよくご相談ください。

【体外受精・顕微授精の治療ステージ】



- * 日:採卸・受精後、1~3周期程度の開隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
- ・採卵準備前に男性不好治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

3 助成額と助成回数

(1) 助成額

- 〇 特定不妊治療に併せて行われた先進医療又は審議中の技術に要する自己負担額の合計の 1/2 (千円未満切り捨て。上限5万円。)
- 〇 男性不妊治療に併せて行われた先進医療又は審議中の技術に要する自己負担額の合計の 1/2 (千円未満切り捨て。上限5万円。)
- (2) 助成回数

初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が

- 40 歳未満の場合, 43 歳になるまで1子ごとに6回
- 40歳以上の場合,43歳になるまで1子ごとに3回
- (3) 助成回数のリセットについて

特定不妊治療の助成を受けた後、出産(妊娠 12 週以降の死産を含む)した場合、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。

◆注意点◆

助成回数は、リセット後に初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢で再決定 します。助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合は、助成回数リセットを適用しませんのでご注意ください。

例	リセットしない場合	リセットする場合
妻が30歳の時に4回助成を受け,第1子を出産 その後,35歳になってから,第2子のために治療再開	残り回数2回	◎ 残り回数6回
妻が38歳の時に2回助成を受け、第1子を出産 その後、41歳になってから、第2子のために治療再開	◎ 残り回数4回	残り回数3回
妻が 40 歳の時に3回助成を受け、第1子を出産 その後、43 歳になってから、第2子のために治療再開	対象外	

~年齢・回数の特例措置について~

- ・ 令和4年4月2日から令和4年9月30日までの間に妻が40歳の誕生日を迎える場合、初めて助成を受けた際の治療期間の初日が40歳の誕生日以後であっても、令和4年9月30日までであれば、回数制限の上限は通算6回とします。
- 令和4年4月2日から同年9月30日までの間に妻が43歳になる場合,治療期間の初日が43歳の誕生日以後であっても,令和4年9月30日までであれば,1回に限り,助成の対象とします。

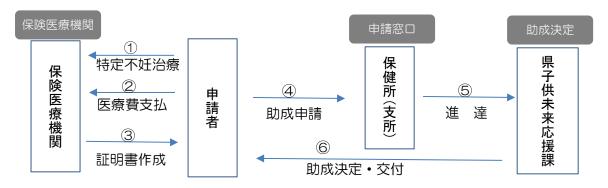
4 申請書類

申請様式は、各申請窓口で配付しているほか、県のホームページからもダウンロードできます。

1		広島県特定不妊治療支援事業申請書(様式第1号)
		広島県特定不妊治療支援事業申請に係る証明書(様式第2号)
2		(夫婦が別の医療機関で受診した場合又は転院した場合は,それぞれの医療機関が作成した証明書が必要です。)
3		戸籍謄本(原本,初回申請時及び助成回数リセット時のみ必要)
		※事実婚の場合は,夫婦それぞれの戸籍謄本が必要です(重婚でないことを確認します。)
		※夫婦が別世帯の場合は,毎回添付が必要です。
4		広島県内の住所を確認できる住民票(申請日の3か月以内に発行された原本)
		※事実婚の場合は,世帯全員記載,続柄記載のものを取得してください。
5		医療機関が発行する領収書(明細書含む)の写し
		※助成対象となる治療(先進医療等)に係る領収書及び明細書
6		 振込先口座の通帳の写し(口座番号・口座名義人・銀行本支店コード等が記載された頁)

5 申請時期・手続きの流れ

対象となる治療が終了した日の翌日から起算して、原則2か月以内に申請してください。



6 申請窓口 申請書は添付書類を添えて次の窓口にご提出ください。(郵送可)

お住まいの市町	申請窓口	所在地	電話番号
大竹市・廿日市市	西部保健所(保健課)	廿日市市桜尾 2-2-68	0829-32-1181
安芸高田市・府中町・海田町・ 熊野町・坂町・安芸太田町・ 北広島町	西部保健所広島支所(保健課)	広島市中区基町 10-52 農林庁舎1階	082-513-5526
呉市(※)・江田島市	西部保健所呉支所(厚生保健課)	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400
竹原市・東広島市・大崎上島町	西部東保健所(保健課)	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
三原市・尾道市・世羅町	東部保健所(保健課)	尾道市古浜町 26-12	0848-25-4641
福山市(※)·府中市· 神石高原町	東部保健所福山支所(保健課)	福山市三吉町 1-1-1	084-921-1417
三次市•庄原市	北部保健所(保健課)	三次市十日市東 4-6-1	0824-63-5181
広島市・呉市・福山市(※)	子供未来応援課	広島市中区基町 10-52 本館 5 階	082-513-3171

[※]上記のほか、広島県庁子供未来応援課(広島県庁本館(広島市中区基町 10-52) への郵送でも受付けています。

お問い合わせ 広島県健康福祉局子供未来応援課 ☎082-513-3171

8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始除く)

申請様式のダウンロードや保険医療機関、助成対象の治療など、 詳しくは広島県の HP をご覧ください。

広島県 特定不妊





